

「第12次千葉県交通安全計画」について

趣旨：交通安全対策基本法第25条の規定により、国の作成する「交通安全基本計画」に基づき、県、国の地方機関、市町村等により構成する「千葉県交通安全対策会議」が作成する法定計画で、陸上交通における県の交通安全施策の大綱となるものです。

期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

構成：「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」

目標（道路交通の安全）：24時間死者数を年間110人以下、重傷者数を年間1,300人以下

重点項目（道路交通の安全）：①悪質・危険な運転者対策の強化

②高齢者の交通安全対策の強化

③自転車の安全利用対策の強化



第12次千葉県交通安全計画
【千葉県ホームページ】

多言語交通安全啓発チラシ (Multilingual road safety flyers)

本県を訪問する外国人観光客・外国人居住者向けに日本の交通ルール・マナーを多言語で紹介しているチラシです。

English Version 『英語版』

簡体中文版 『中国語(簡体字)版』

中文繁體版 『中国語(繁体字)版』

한국어판 『韓国語版』

Versión en Español 『スペイン語版』

Versão em Português 『ポルトガル語版』

Bản tiếng Việt 『ベトナム語版』

ภาษาไทย 『タイ語版』

Tagalog Version 『タガログ語版』

Deutsche Version 『ドイツ語版』



chiba prefecture
【千葉県ホームページ】

高齢者交通安全いきいきキャンペーン2026

参加資格：千葉県内に住んでいる又は千葉県内で働いている65歳以上の方

参加費：無料 ※警察職員から交通安全の話を聞く必要があります。

参加申込期間：令和8年4月1日（水）～令和8年8月31日（月）

無事故認定期間：令和8年9月1日（火）～令和8年12月31日（木）

申込場所：県内の警察署交通課窓口・交番等 ※窓口受付期間：平日の午前9時から午後4時まで

交通安全賞：無事故認定期間中に交通事故の当事者とならなかった方に抽選で

「3,000円の商品券」を贈呈します。※当選結果は、当選者のみに通知させていただきます。



令和8年 夏の交通安全運動実施要綱

運動名

令和8年 夏の交通安全運動



期間

7月10日（金）から7月19日（日）までの10日間

目的

夏休みを迎えるこの時期は、行楽客等による交通量・交通流の変化や、暑さによる集中力の低下などから、重大交通事故の発生が懸念されます。

運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

スローガン

ヘルメット 命のお守り 忘れずに



運動重点

- 1 自転車のヘルメット着用促進と交通ルールの理解・遵守の徹底
- 2 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転ゼロを目指して～
- 3 歩行者の安全確保と安全運転の励行

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運 動 重 点

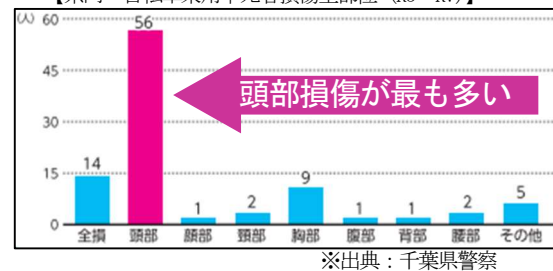
1 自転車のヘルメット着用促進と交通ルール理解・遵守の徹底

【 推進事項 】

(1) 自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用促進

- 全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用促進
- 乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解を深めさせる交通安全教育の推進

【県内・自転車乗用中死者損傷主部位 (R3～R7)】



ヘルメット購入補助を行っている
市町村ホームページリンク先
【千葉県ホームページ】

(2) 自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と交通反則通告制度の周知

- 飲酒運転、ながらスマホ、信号無視、一時不停止、二人乗り、夜間の無灯火走行の禁止など、基本的な交通ルールを理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- 令和8年4月1日施行の16歳以上の交通違反に対する交通反則通告制度の周知

警察官が、取締り現場で現金を受け取ることはありません！

- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した広報啓発の推進
- 「ちばサイクルール」の周知



自転車交通ルール教育動画
【YouTube 千葉県警察公式チャンネル】



自転車の交通ルールガイドブック
【千葉県警察ホームページ】

2 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転ゼロを目指して～

【 推進事項 】

- 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」と「千葉県飲酒運転根絶計画」で定められた目標の達成に向けた取組の推進

・令和7年度実績及び令和8年度目標

目標		R7年度実績 (令和6年度比較)	評価 (令和7年度末)	備考
飲酒運転による死亡事故件数	(毎年度) 0件	8件(+4件)	未達成	—
飲酒運転による交通事故件数	(毎年度) 着実な減少	108件(-13件)	達成	—
公職にある者の飲酒運転件数	(毎年度) 0件	11件(±0件)	未達成	—
飲酒運転根絶宣言事業所登録数	(R7年度) 2,000件	2,378件	達成	(令和8年度)目標 2,000件
飲酒運転根絶宣言店登録数	(R7年度) 600件	622件	達成	(令和8年度)目標 500件

- 事業者・飲食店に対する飲酒運転根絶宣言の積極的な働き掛け
- 飲酒運転や周辺者三罪の取締りによる悪質運転者の排除



【千葉県ホームページ】
東京情報大学と協働した
飲酒運転根絶啓発動画



【千葉県警察ホームページ】
飲酒運転根絶に向けた取り組み

3 歩行者の安全確保と安全運転の励行

【 推進事項 】

(1) 歩行者の安全確保

- 歩行者による横断意思の明示
(手を上げる、手で合図する、運転者に顔を向けるなど)
- 道路横断時の確実な安全確認
(安全確認してから横断、横断中も周りに気を付ける)
- 高齢者に対する参加、体験、実践型の安全教育
- 「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進
(キ：危険を回避、ラ：ライトアップ、リ：リフレクターやLEDライト)
- 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進



(2) 安全運転の励行

- 「ゼブラ・ストップ」の徹底
(横断歩道手前での前方確認、ブレーキ操作、3(サン)・ライトの徹底、確実なストップ)
- 「3(サン)・ライト運動」の推進
(早めのライト点灯と小まめな切替え、反射材活用、右からの横断者にも注意)